

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 7月23日
【発行者の名称】	デンマーク地方金融公庫 (KommuneKredit)
【代表者の役職氏名】	Johnny Munk 暫定最高経営責任者 兼マネジング・ディレクター  Helene Møllmann 主任法律顧問
【代理人の氏名又は名称】	弁 護 士 黒 丸 博 善
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9 番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁 護 士 黒 丸 博 善
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9 番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

注 (1) 「発行者」または「公庫」とは、デンマーク地方金融公庫を指す。

(2) 「南アフリカランド」とは、南アフリカ共和国の法定通貨を意味する。「ユーロ」とは、一定の欧州連合加盟国の法定通貨を意味する。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

### 第2 【売出債券に関する基本事項】

#### 1【売出要項】

売 出 人

会 社 名	住 所
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

売出債券の名称	デンマーク地方金融公庫 2020年8月13日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/南アフリカランド デジタルクーポン・デュアル債券 (以下「本債券」という。)
記名・無記名の別	無記名式
券面総額	50億円(予定)(注1)
各債券の金額	100万円(注2)(注3)
売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	50億円(予定)(注1)
利 率	額面金額に対して、 ( ) 2015年8月13日(当日を含む。)から2016年2月13日 (当日を含まない。)までの期間： 年(未定)% (年4.00%以上年8.00%以下を仮条件とする。) ( ) 2016年2月13日(当日を含む。)から償還期限または (場合により)期限前の償還日(いずれも当日を含まない。)までの期間： (イ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替以上の円安である場合 年(未定)% (年4.00%以上年8.00%以下を仮条件とする。) (ロ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替未満の円高である場合 年0.10% (注1)(注4)
償還期限	2020年8月13日(ロンドン時間)

売出期間	2015年8月4日から2015年8月12日まで(注5)
受渡期日	2015年8月14日（日本時間）(注5)
申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注6)記載の金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所（注7）

- (注1) ユーロ市場で募集される本債券の額面総額は、50億円（予定）である。本債券の額面総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。従って、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。
- 本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要動向を勘案したうえで、2015年7月下旬頃に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注2) 本債券についての申込単位は、100万円の整数倍とする。
- (注3) 本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の最終償還は、2020年8月13日（以下「満期償還日」という。）において、下記「3.償還の方法 - (1)最終償還」に従い日本円または南アフリカランドによりなされる。
- また、下記「3.償還の方法 - (2)強制早期償還」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。
- なお、その他の満期償還日前の償還については下記「3.償還の方法 - (3)税制上の理由による償還」および「11.その他 - (1)債務不履行事由」を参照のこと。
- (注4) 利率判定日、参照為替および利率判定為替の定義については、下記「2.利息支払の方法」を参照のこと。
- (注5) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日（下記(注8)に定義される。）のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注6) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (注7) 本債券の購入申込み、その購入およびそのための払込みはすべて、各申込人が、売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じ、外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込人は、売出人においてかかる口座を開設する必要がある。
- 売出人との間に開設している外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同約款の規定に従い、包括債券および確定債券の券面の交付は行われない。なお、本債券の券面については、下記「11.その他 - (2)包括債券」を参照のこと。
- (注8) 本債券は、発行者のユーロ・メディアム・タム・ノート・プログラム（以下「本プログラム」という。）および本債券に関する最終条件書に基づき、2015年8月13日（以下「発行日」という。）に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。
- (注9) 本債券は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法に基づくレギュレーションSに従っている場合または証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- 本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。
- (注10) 本債券に関し、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される信用格付またはかかる信用格付業者によって提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
- なお、発行者は、本プログラムに関し、かかる登録を受けていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）であるスタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）より2015年5月13日付でAAAの格付を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）より2015年5月13日付で(P)Aaaの格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに本プログラムに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズは従来、債券発行プログラムに最終格付を付与してきたが、プログラム格付が最終的なものではないということをより適切に表すため、債券発行プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。S&Pおよびムーディーズは、そのグループ内の金融商品取引法上の登録信用格付業者の特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第116条の3第2項に定義される。）である。
- 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
- S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されている。S&Pおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、それぞれインターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（[http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)）の「ライブ러리・規制関連」の「無登録格付け情報」（[http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

## 売出しの委託契約の内容

該当なし

## 債券の管理会社

該当なし

## 本債券の代理人

本債券の代理人	
名 称	所 在 地
シティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	ロンドンE14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

## 振替機関

該当なし

## 財務上の特約

## 本債券の地位

本債券およびその関連する利札(以下「利札」という。)は、発行者の直接、無条件および一般的な債務であり、その間において優先権のない同順位とし、また、これに類する性質の保証およびその他の債務を含む、発行者のその他一切の非担保債務と同等以上とする(ただし、破産もしくは清算の場合に債権者の権利一般に影響を及ぼす法律が、当該その他の非担保債務のいずれかに優先権を付与する場合はこの限りでない。 )。

## 担保提供制限

いずれかの本債券または利札が残存している(本プログラムのための代理契約において定義される。)限り、発行者は、当該債務(以下に定義される。)、または当該債務の保証もしくはこれに関する補償を担保するために現在または将来の発行者の事業、資産または歳入の全部または一部に、抵当権、負担、質権、先取特権、その他の形式の負担もしくは担保権(以下「担保権」という。)を設定もしくは存続させず、また、発行者は、その他のいかなる者も発行者の当該債務を保証し、もしくはこれにつき補償を与えないことを確保する。ただし、同時にもしくはこれに先立ち、本債券および利札に基づく発行者の債務が、( )当該債務と同等の順位および比率をもって担保されるか、(場合により)当該債務と実質的に同一の条件で保証もしくは補償による利益を享受するか、または( )本債券の債権者(以下「本債権者」という。)の特別決議(本プログラムのための代理契約において定義される。)により承認されるその他の担保、保証、補償もしくはその他の取決めの利益を享受する場合はこの限りでない。本項は、発行者が( )発行者が買入れた資産の買入代金債務の全部または一部を担保するため当該買入資産に対する、( )金融業務の通常の過程で負担する、または( )法律および/または政府当局、デンマークの中央銀行もしくはその他の公的機関の要求事項により課せられる担保権を設定し、または存続させることを妨げないものとする。ただし、当該担保権により担保される借入(もしあれば)が当該債務でない場合に限る。

前段落において、「当該債務」とは、証券取引市場、店頭市場もしくはその他の有価証券市場においてそのときにおいて相場がたち、上場されもしくは通常取引されているか、または相場がたち、上場されもしくは通常取引されることができるとする債券、ノート、ディベンチャー、ローン・ストックもしくはその他の有価証券の形式の、またはこれらにより表章される現在もしくは将来の一切の債務をいう。

## その他の事項

該当事項なし

ただし、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、「11. その他 - (1)債務不履行事由」を参照。

## 2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率で、2015年8月13日(当日を含む。)からこれを付し、かかる利息は2016年2月13日を初回として2020年8月13日まで毎年2月13日および8月13日(以下各々を「利払期日」という。)に6か月ごとに後払するものとする。利払期日(または2015年8月13日)(当日を含む。)から次の(または最初の)利払期日(当日を含まない。)までの期間を、以下「利息期間」という。なお、利払期日が営業日(以下に定義される。)でない場合には、当該支払は翌営業日に行われる。ただし、利息額の決定に当たっては、かかる調整がなされないものとして各利息期間の日数を計算するものとする。

### 適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2015年8月13日(当日を含む。)から2016年2月13日(当日を含まない。)までの期間については、年(未定)% (年4.00%以上年8.00%以下を仮条件とする。)。すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2016年2月13日に、その日(当日を含まない。)までの利息として、(未定)円が後払される。
- (2) 変動利率：2016年2月13日(当日を含む。)から満期償還日(当日を含まない。)までの期間(以下「連動利息期間」という。)については、2016年8月13日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日(以下「連動利払期日」という。)に、各連動利払期日(当日を含まない。)までの6か月間の連動利息期間についての利息(以下「連動利息額」という。)が後払される。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人(以下に定義される。)により以下に従って決定される。
  - ( ) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替に等しいかそれを上回る円安である場合、かかる連動利払期日(当日を含まない。)に終了する連動利息期間に適用される利率は、年(未定)% (年4.00%以上年8.00%以下を仮条件とする。)とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、(未定)円とする。
  - ( ) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高である場合、かかる連動利払期日(当日を含まない。)に終了する連動利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、500円とする。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「参照為替」とは、円/ユーロ参照為替(以下に定義される。)を南アフリカランド/ユーロ参照為替(以下に定義される。)で除して得られる為替レートをいい、小数第5位を四捨五入し、小数点第4位まで算出するものとする。円/ユーロ参照為替および南アフリカランド/ユーロ参照為替の一方または両方を「構成参照為替」という。

「円/ユーロ参照為替」とは、計算代理人が決定する、該当する日の午後2時15分(中央ヨーロッパ標準時)頃のロイター・スクリーン「ECB37」ページまたは当該サービスにおいてこれに代わるページに表示された1ユーロに対する日本円の直物外国為替レートをいう。

「南アフリカランド/ユーロ参照為替」とは、計算代理人が決定する、該当する日の午後2時15分(中央ヨーロッパ標準時)頃のロイター・スクリーン「ECB37」ページまたは当該サービスにおいてこれに代わるページに表示された1ユーロに対する南アフリカランドの直物外国為替レートをいう。

該当する日の午後2時15分(中央ヨーロッパ標準時)現在において、ロイター・スクリーン「ECB37」ページまたは当該サービスにおいてこれに代わるページに、構成参照為替のいずれかが表示されない場合、計算代理人は、その独自の裁量により、誠実にかつ商業上合理的な方法により、当該日における参照為替を決定する。

「基準為替」とは、発行日の参照為替をいう。

「利率判定日」とは、各連動利払期日(利率判定日を決定する目的において連動利払期日が調整された場合は、調整後の連動利払期日)または連動利息期間におけるその他の利息の支払期日の15営業日前の日をいう。

「計算代理人」とは、(未定)をいう。

「利率判定為替」とは、基準為替の85.00%に相当するレート(小数第5位を四捨五入し、小数点第4位まで求める。)をいう。

### **拘束力を有する計算**

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理人契約書(以下「計算代理契約」という。)に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定を、その単独の裁量かつ商取引上の合理的な方法により行うために計算代理人として任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算、相場および意思決定は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、本債券の代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ったその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従って行われた場合に行われたものとみなされる。

計算代理人は、利率判定日、最終償還判定日(「3.償還の方法 - (1)最終償還」に定義される。)および強制早期償還判定日(「3.償還の方法 - (2)強制早期償還」に定義される。)における参照為替、基準為替、利息額、満期償還額(「3.償還の方法 - (1)最終償還」に定義される。)ならびに強制早期償還(「3.償還の方法 - (2)強制早期償還」に定義される。)の決定後、実務上できる限り早く、本書中の規定に従ってなされたすべての計算の結果および決定を、発行者および本債券の代理人に通知する。本債券の代理人は、その後実務上できる限り早く、下記「10.公告の方法」に従って本債権者に対し同様の内容を通知する。

本債券に係る利息(および元金)の支払は、日本円による支払の場合は、「4.元利金支払場所」記載の合衆国外の支払場所において、関連する利札(または元金の場合には本債券)の呈示および引渡しと引換えに円貨で東京所在の銀行の円貨口座への貸記もしくは振込によりまたは上記銀行宛の円建小切手の振出しにより行われる。南アフリカランドによる支払の場合は、「4.元利金支払場所」記載の合衆国外の支払場所において、関連する本債券の呈示および引渡しと引換えに南アフリカランドでヨハネスブルグ所在の銀行の南アフリカランド口座への貸記もしくは振込によりまたは上記銀行宛の南アフリカランド建小切手の振出しにより行われる。支払は、上記全ての場合につき、支払場所における適用ある財務またはその他の法令に従う。

包括債券により表章される元金および利息(もしあれば)の支払は、(下記の定めに従い)上記において定められた方法、およびその他当該包括債券において定められる方法により、合衆国外の支払代理人の

指定事務所における当該包括債券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに行われる。当該包括債券につき行われた各支払の記録は、元金の支払および利息の支払を区別して、その支払のため当該包括債券の呈示を受けた支払代理人により当該包括債券上に行われ、かかる記録は当該支払が行われたことの一応の証拠となるものとする。

当該包括債券の所持人は、当該包括債券により表章される本債券に関する支払を受領することができる唯一の者であるものとし、発行者は当該包括債券の所持人に対するもしくはその指図人に対する支払により、その支払われた各金額について免責される。ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)の記録簿に本債券の一定の額面金額の所持人として記載されている者はそれぞれ発行者が上記のとおり当該包括債券の所持人に対してもしくはその指図人に対して行った各支払の自己の受取分については、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)に対してのみ請求することができる。当該包括債券の所持人以外、いかなる者も当該包括債券につきなされるべきいかなる支払についても発行者に対していかなる請求権も有しないものとする。

各本債券の利息は、償還期日以降はこれを付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず元金の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。

本書において、「営業日」とは、欧州自動即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)が稼働している日で、かつ、東京、ロンドン、ニューヨークおよびヨハネスブルグにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日を意味する。

1年未満の期間に関する各本債券の利息の金額の算定については、各利息期間につき、各本債券の額面金額に上記「1. 売出要項 - 利率」に記載の利率を適用し、以下の日割計算率を乗じて得られる金額とする。

$$\text{日割計算率} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、利息期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、利息期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、利息期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、利息期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、利息期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、利息期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

### 3【償還の方法】

#### (1) 最終償還

本債券が償還期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は満期償還日である2020年8月13日に、額面金額100万円の各本債券につき計算代理人により定められる下記の償還金額(以下「満期償還額」という。)で償還される。

- ( i ) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替(以下に定義される。)に等しいかそれを上回る場合、額面金額100万円の各本債券につき満期償還額は、100万円とする。
- ( ) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替を下回る場合(本書において「南アフリカランド償還事由」という。)、額面金額100万円の各本債券につき満期償還額は、100万円を基準為替で除して算出される南アフリカランド金額(ただし、0.01南アフリカランド未満は四捨五入するものとする。)とする。

満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、満期償還は翌営業日に行われる。なお、かかる調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「償還判定為替」とは、基準為替の75.00%に相当するレート(小数第5位を四捨五入し、小数点第4位まで求める。)をいう。

「最終償還判定日」とは、満期償還日(最終償還判定日を決定する目的において満期償還日が調整された場合は、調整後の満期償還日)の15営業日前の日をいう。

## (2) 強制早期償還

事前に償還または買入消却されない限り、計算代理人が、いずれかの強制早期償還判定日の参照為替が強制早期償還判定為替(以下に定義される。)に等しいかそれを上回る円安となったと決定した場合、当該強制早期償還判定日の直後の強制早期償還日(以下に定義される。)において、本債券は、そのすべて(一部のみは不可)が、額面金額にて償還される(以下「強制早期償還」という。)

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「強制早期償還判定為替」とは、下記のそれぞれの強制早期償還日につき、下記の表に記載される水準に相当する各数値(小数第5位を四捨五入し、小数点第4位まで求める。)をいう。

強制早期償還日	強制早期償還判定為替
2016年2月13日	基準為替 × 105.00%
2016年8月13日	基準為替 × 104.00%
2017年2月13日	基準為替 × 103.00%
2017年8月13日	基準為替 × 102.00%
2018年2月13日	基準為替 × 101.00%
2018年8月13日	基準為替 × 100.00%
2019年2月13日	基準為替 × 99.00%
2019年8月13日	基準為替 × 98.00%
2020年2月13日	基準為替 × 97.00%

「強制早期償還判定日」とは、強制早期償還日の15営業日前の日をいう。

「強制早期償還日」とは、2016年2月13日(当日を含む。)から2020年2月13日(当日を含む。)までの各利払期日(強制早期償還日を決定する目的において利払期日が調整された場合は、調整後の利払期日)をいう。

## (3) 税制上の理由による償還

( )本債券の発行日以降に効力を有することとなるデンマーク王国もしくはその行政区画またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する機関の法令の変更もしくは改正、または当該法令の適用もしくは公権的解釈の変更を理由として、発行者が「8.課税上の取扱い-(1)デンマークの租税」に定義されまたは言及された追加額の支払を要することとなり、かつ( )当該義務が発行者にとって利用



可能な合理的手段をとってもそれを避けることのできない場合、発行者はその選択により、「10. 公告の方法」の規定に従って本債権者に対し30日以上60日以内の通知（当該通知は取消不能）を行うことにより、本債券の全額（一部は不可）を随時（償還期日までの経過利息とともに）税制上の理由による償還額で償還することができる。ただし、本項の償還通知は、本債券に関する支払期日が到来しているとすれば当該追加額を支払う義務が発生する最も早い日から90日前の日より前には行ってはならないものとする。本(3)項に基づく償還通知を公告する場合、発行者は事前に、当該償還を行う権利があることおよび発行者がそのような償還を行う権利を生じさせた前提条件を充足している旨を述べた発行者の2人の理事によって署名された証明書、ならびに発行者は、当該変更もしくは改正により追加額の支払義務を負っているもしくは負うこととなる旨の一般に認められた地位にある独立の法律顧問の意見書を本債券の代理人に交付するものとする。

本「(3)税制上の理由による償還」において、「税制上の理由による償還額」とは、税制上の理由による償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全なる裁量および商取引上の合理的な方法で決定された円貨額（ただし、裏付となる、および/または関係する、ヘッジおよび資金調達のための取決め（本債券に基づく発行者の義務をヘッジするための株式オプションを含むがこれらに限らない。）の巻戻し清算のための合理的な経費および費用を完全に考慮して調整した金額）である。上記のとおり計算代理人により決定される税制上の理由による償還額は、満期償還日より前の当該償還日（当日を除く。）までに発生した利息に関する金額を含むものとして計算される。また、税制上の理由による償還額にさらに本債券に関する追加の金額が発行者により支払われることはない。

#### (4) 買入消却

発行者またはその子法人（もしあれば）のいずれかは、公開市場またはその他を通じて随時本シリーズの本債券を買入れ、その他取得することができる。このように買入その他取得した本債券は保有もしくは再売却することができ、または、発行者の裁量により、本債券の代理人に対し（これに付されたもしくはこれとともに買入れた期限未到来のすべての利札を添えて）消却のため引渡すことができる。買入が入札により行われる場合は、入札は本シリーズの本債券の全所持人が同様に利用することができるようにしなければならない。

償還されたすべての本債券、ならびに上記により買入れ、その他取得された、および消却のために本債券の代理人に引渡されたすべての本債券は（確定債券の場合は、これとともに呈示された期限未到来のすべての利札とともに）消却されるものとし、その後は、再発行されまたは再売却することができない。

- (5) 各本債券（または、本債券の一部のみの償還の場合は、当該本債券の当該一部のみ）の利息は償還期日以降はこれを付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず元金の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではなく、その場合、償還期日（当日を含む。）から、(a)当該本債券につきその日までに支払うべき全額が当該本債券の所持人またはその代理人により受領される日、および(b)本債券の代理人が当該所持人に対して（「10. 公告の方法」に従い、または個別に）当該本債券につきその日までに支払うべき全額を受領した旨通知する日、のうちいずれか早い日までの期間につき（判決の前後を問わず）、上記「2. 利息支払の方法」に記載される利率で経過利息を支払う。

元金の支払については、上記「2. 利息支払の方法」を参照。

## 4【元利金支払場所】

本債券の支払代理人および本債券の元利金の支払がなされる支払代理人の事務所は、以下のとおりである。

### 支払代理人

名称	シティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店(主支払代理人) (Citibank, N.A., London Branch)
所在地	ロンドン E14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)
名称	バンク・アンテルナショナル・ア・ルクセンブルグ・ソシエテ・アノニム (Banque Internationale à Luxembourg société anonyme)
所在地	L-2953ルクセンブルグ、ルート・デシュ 69 (69, route d'Esch, L-2953 Luxembourg)

発行者は、欧州理事会指令2003/48/EC、または当該指令を実施もしくは遵守する法律または同指令に一致させるために導入される法律に基づき租税を源泉徴収もしくは控除すべき義務を負わない欧州連合加盟国内における支払代理人を維持するようにするものとする。

本債券の元金および利息に関する金額の支払期日が支払営業日でない場合、本債権者または(場合により)利札の所持人(以下「利札所持人」という。)は、その直後の支払営業日まで、支払を受ける権利はない。発行者も支払代理人もかかる支払の繰下げについて、本債権者および利札所持人またはその他の者に対しいかなる利息その他の支払も行うべき責任を負わないものとする。本書において、「支払営業日」とは、欧州自動即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)が稼働している日で、かつ、東京、ロンドン、ニューヨークおよびヨハネスブルグならびに当該呈示地において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般の業務(外国為替取引および外貨建預金の取扱を含む。)のために営業を行っている日を意味する。

#### 5【担保又は保証に関する事項】

本債券および利札には、担保または第三者による保証は付されていない。

発行者の構成員は、発行者の締結したすべての確定契約について連帯責任を負う。構成員である地方自治体は、発行者に対するその債務が決済され、発行者の定款に定めるところによってその構成員の連帯責任が消滅したときにのみ、その構成員としての地位を失う。

#### 6【支払代理人及び本債券の代理人の職務】

本プログラムの代理契約に基づき行為する場合、支払代理人および本債券の代理人は、発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者または利札所持人に対して何らの義務を負わずまた本債権者または利札所持人と代理関係もしくは信託関係をもたない。ただし、(本債券を返済し、その利息を支払うべき発行者の本債権者および利札所持人に対する義務に影響を及ぼすことなく)本債券の代理人が本債券につき支払うべき金額の支払のため受領した資金は、本債権者および利札所持人のため、本債券の代理人により「11. その他 - (5)時効」に基づき当該時効期間が経過するまで保管されるものとする。代理契約は、一定の状況のもとでの支払代理人のための補償および免責の規定を含み、また、支払代理人のいずれかが本債権者または利札所持人に対して結果として得られた利益について説明する義務を負うことなく、発行者およびその子法人もしくは関連会社のいずれかとの間で業務取引を行う権利を付与している。

#### 7【債権者集会に関する事項】

本プログラムのための代理契約は、特別決議による本債券の要項の修正を含む本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するため、本債券の所持人の集会を招集するための規定を置いている。特別決議

として提案された決議を審議するために招集される集会の定足数は、そのときに未償還残存する本債券の額面金額の過半数を保有もしくは代表する者1名または2名以上とし、延会の定足数はその保有もしくは代表する額面金額のいかなを問わず本債権者であるかもしくは本債権者を代表する者1名または2名以上とする。ただし、とりわけ、( )本債券の満期償還日または(場合により)その償還月の変更、または満期時その他のときに支払われるべき額面金額の減額もしくは消却または満期時その他のときに支払われるべき額面金額の計算方法の変更、( )本債券の利息につき支払われる金額の減額もしくはその支払期日の変更、または本債券の利率の計算方法の変更、( )本債券および/またはこれに付された利札に基づき支払がなされる通貨の変更、( )特別決議を採択するために必要な多数の変更、または( )この例外に関する代理契約の規定の変更を議事とする集会においては、特別決議を採択するために必要な定足数は、そのときに未償還残存する本債券の額面金額の4分の3以上、その延会においてはその過半数を保有もしくは代表する者1名または2名以上とする。本債権者集会において適法に採択された特別決議は、(当該集会への出席の有無を問わず)すべての本債権者、および当該本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとする。

本債券の代理人は、本債券または利札の所持人の承諾を得ることなく、形式的、軽微もしくは技術的な性質のものであるか、または明白な過誤を訂正するため行われる代理契約の規定の修正に同意することができる。かかる修正はすべての本債権者および利札所持人を拘束するものとし、本債券の代理人の請求あるときは、かかる修正は、その後できるだけ速やかに「10. 公告の方法」に従い本債権者に対して通知されるものとする。

## 8【課税上の取扱い】

### (1) デンマークの租税

本債券および利札に関する発行者による元金および/または利息の支払はすべて、( )デンマーク王国もしくはその行政区画またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する機関によりもしくはこれに代わって賦課もしくは徴収されるいかなる性質の現在または将来の公租、公課、賦課金のため、( )1986年合衆国内国歳入法(以下「歳入法」という。)第871条(m)に定義される「配当同等」の支払に対してアメリカ合衆国より課されたために、または( )歳入法第1471条(b)に従い課される、またはその他歳入法第1471条ないし第1474条およびそれらに基づく規則もしくは契約、それらの公的解釈もしくはそれらに向けた政府間の取り組みを実施する法に従い課される、または外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)に従い課されることによる、源泉徴収もしくは控除をすることなく行われるものとする。ただし、それぞれの場合において、かかる源泉徴収もしくは控除が法によって要求される場合(歳入法第1471条(b)に規定の契約に基づく場合またはFATCAに従い課される場合を含む。)はこの限りでない。発行者もしくはこれに代わって行為する者が法律により、かかる源泉徴収もしくは控除を行う必要がある場合、発行者は、(かかる源泉徴収もしくは控除後において)本債券または利札の所持人が(かかる源泉徴収もしくは控除がなければ)自己の本債券および利札につき発行者より受けることができたとあろう金額を受領する結果となるよう追加金額を支払うものとする。ただし、かかる追加金額は、

- ( ) デンマーク王国において支払のため呈示された、および/または
- ( ) 当該本債券もしくは利札を単に所持もしくは所有していること以外にデンマーク王国と一定の関係の有するため、当該本債券もしくは利札につき当該公租、公課、課徴金を課せられる者もしくはこれに代わる者により支払のため呈示された、および/または

- ( ) 該当日後、30日を超えた後に(ただし、その所持人がその30日が経過した時点で当該本債券を呈示した場合であってもその追加金額を受けることができたであろう場合はこの限りでない。) 支払のため呈示された、および/または
- ( ) 貯蓄収入課税に関する欧州理事会指令2003/48/ECもしくは2000年11月26日および27日の経済・財務相理事会(ECOFIN)の決定を実施するその他の指令、または当該欧州理事会指令2003/48/ECを実施もしくは遵守する法律または同指令に一致させるために導入される法律によって、かかる源泉徴収もしくは控除が個人に対する支払につき課され、かつ要求される場合、および/または
- ( ) 当該本債券もしくは利札を欧州連合加盟国内の他の支払代理人に対して呈示することにより、かかる源泉徴収もしくは控除を回避することができる所持人もしくはこれに代わる者により支払のため呈示された場合、および/または
- ( ) 発行者、本債券の代理人または支払代理人以外の者が、( )歳入法第1471条(b)に規定の契約の締結を怠ったため、( )非協力的口座保有者であるため、( )歳入法第1471条(c)に従い源泉徴収されることを選択したため、( )歳入法第1472条(b)の要件を満たすことができないため、または( )FATCAに基づく免除を申請もしくは完了していない、またはFATCAに基づく要件を遵守していないため、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、および/または
- ( ) かかる源泉徴収または控除が、指数連動債および株価連動債に関して支払われる場合であって、歳入法第871条または第881条に従い、歳入法第871条(m)に定義される「配当同等」の支払に対してもしくはそれに関連して課される場合、

本債券もしくは利札については一切支払われないものとする。

支払に関し、「該当日」とは当該支払の期限が初めて到来する日、または(支払われるべき金員全額が当該期日以前に本債券の代理人により受領されなかった場合は)当該金員が本債券の代理人により受領された旨の通知が本債権者に対して行われる日をいう。

本項における本債券の元金もしくは利息または元金および利息に対する言及は、「8. 課税上の取扱い - (1)デンマークの租税」に基づき支払われることのある追加金額、ならびに本債券に基づき支払われることのあるプレミアムおよびその他の金額に対する言及を包含するものとみなされるものとする。

## (2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上国税と地方税の合計の源泉税を課される(租税特別措置法第3条の3、地方税法71条の5および6)。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する(ただし、本(2)項の最終段落を参照のこと。)。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる(所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1(3))。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっている。(ただし、本(2)項の最終段落を参照のこと。)また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。本債券の償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を下回る場合のその差額は、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差損として取り扱われるものと思われる。償還差損が日本国の居住者に帰属する場合は家事上の損失もしくは利子所得を得るための支出とする見解がみられるが、それによると、個人投資家において発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。また当該償還差損が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差損は日本国の所得に関する租税の課税対象となる課税所得から差し引かれる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の取扱いは明確ではないが、その譲渡益は原則として非課税になると思われる。しかし、債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である債券(利子を付さない期間があるものを含む。)については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本債券は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となる可能性がある(ただし、本(2)項の最終段落を参照のこと。)。また、内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。従って、本債券に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

なお、2013年税制改正により、2016年1月1日以降においては、居住者が支払を受けるべき特定公社債等(本債券、その他の国外において発行された公社債で、国内において売出しがされたもの等を含む。)の利子等については、源泉分離課税ではなく申告分離課税の対象となり、また、居住者が特定公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得についても、同じく申告分離課税の対象となる予定である。特定公社債等の償還差益についても、譲渡所得と同様の扱いとなる予定である。また、日本国の居住者である個人に関して2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる本債券の利息、償還差損益および譲渡損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利息、配当、償還差損益および譲渡損益等と損益通算を行うことができる。

本債券、利札および代理契約ならびにこれらに起因または関連する契約外のいかなる義務も、英国法に準拠し、かつ、これに従って解釈される。

英国の裁判所は本債券もしくは利札よりまたはこれに関連して生ずる紛争を解決するための管轄権を有するものであり、従って、代理契約、本債券または利札よりまたはこれに関連して生ずる訴訟または訴訟手続(以下「訴訟手続」という。)はかかる裁判所に提起することができる。発行者は取消不能の形で、かかる裁判所の管轄権に服し、また、かかる裁判所における訴訟手続に対して、裁判地を理由とすると、かかる訴訟手続が不便宜法廷地において提起されたことを理由とするとを問わず、いかなる異議をも放棄する。かかる服従は本債権者および利札所持人各人の利益のみのためになされるものであり、訴訟手続を適法な管轄権を有するデンマークの裁判所に提起し、または、資産の保全または英国またはデンマーク王国における訴訟手続に関する判決の強制もしくは執行に関し、いかなる地において手段を講ずることができる本債権者もしくは利札所持人の権利を制限するものではないものとする。

発行者は取消不能の形で、本債券に関して英国の裁判所に提起された訴訟手続における発行者の代理人として現在英国ロンドンE14 5JJ、アッパー・バンク・ストリート10に所在するクリフォード・チャンス・セクレタリーズ・リミテッドを選任する。発行者はさらに、取消不能の形で、いかなる訴訟手続または判決の執行に対するいかなる免責は(主権その他を根拠とすると否とを問わず、現在もしくは将来存在する限り)発行者により取消不能の形で権利放棄され、自己のためにもその資産に関しても主張されないことに同意し、また、発行者は、訴訟手続に関し一般的に、訴訟手続に関して下されるもしくは付与される命令もしくは判決のいかなる財産に対する宣告、強制もしくは執行を含む(ただし、これらに限られない。)訴訟手続に関する救済の付与もしくは令状の発行に取消不能の形で同意する。

## 10【公告の方法】

本債券に関するすべての通知は、ロンドンの主要日刊紙1紙(「フィナンシャル・タイムズ」(Financial Times)となる予定である。)に、またはこれが不能の場合、発行者が定めるヨーロッパにおいて一般的に流通しているその他の英字日刊紙1紙に掲載されるものとする。上記により掲載された通知はいずれもかかる掲載の日になされたものとみなされ、もし二回以上掲載がなされた場合、最初の掲載日になされたものとする。利札所持人は、すべての目的において本「10.公告の方法」に従い本債券の所持人に対しなされた通知の内容を通知されたものとみなされる。

確定債券が発行されるまでは、包括債券がすべてユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている場合、本債券に関する限り、上記によるかかる掲載に代え、当該通知を本債券の所持人へ伝えるためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに交付することができる。かかる通知は当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対して行われた日に、本債券の所持人に対してなされたものとみなされるものとする。

本債券の所持人により発せられる通知もしくはなされる要求は、書面によるものとし、かつこれに関連する本債券を付して本債券の代理人に提出することにより行われるものとする。本債券のいずれかが包括債券により表章されている限り、かかる通知または要求は包括債券により表章されている本債券の所持人より本債券の代理人に対して、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)を経由して本債券の代理人およびユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグがかかる目的のために承認する方法により発するもしくは行うことができる。

## 11【その他】

### (1) 債務不履行事由

下記の事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、かつ、継続する場合、

- (a) 支払懈怠：発行者が本債券のいずれかに関する元金もしくは利息の支払をその支払期日に怠り、かつ、当該債務不履行が、本債権者のいずれかが発行者に対し、書面による通知を発してから14日間継続する場合、または
- (b) その他の債務の違反：発行者が本債券のその他の規定のいずれかの適正な履行を怠り、当該債務不履行が、本債権者のいずれかが発した書面によるその旨の通知を本債券の代理人が受領してから30日間治癒されない場合、または
- (c) クロス・デフォルト：25,000,000米ドルまたはその相当額を超える発行者の、または発行者が引受けたもしくは保証した借入金債務の元金、またはプレミアムもしくは期限前償還手数料（もしあれば）もしくは利息の期日支払をその支払期日に怠り、当該債務不履行がこれに適用される猶予期間（もしあれば）または3日間のうち、長い方の期間を超えて継続し、かつ、当該利息、元金、プレミアムもしくは期限前償還手数料の支払時期が有効に延期されないか、または当該借入金債務が、当該債務上の債務不履行事由（規定の仕方は問わない。）の発生により期限の利益を喪失したため、その弁済期前に弁済しなければならなくなった場合、または
- (d) 支払不能等：発行者が一般的にその債権者のために財産移転もしくは譲渡をなし、またはその債権者と債務免除その他の和議を行い、再生手続開始の申立をし、書面にて弁済期の到来した債務を一般的に弁済できないことを承認し、破産、支払不能その他これに類する法律による手続を開始し、破産もしくは支払不能の宣告を受け、管財人もしくはこれに類する官吏が発行者の資産もしくは事業の全部もしくは一部につき選任され、発行者につき適用ある清算、支払不能、債務免除、会社更生もしくはこれらに類する法律に基づく手続が開始され、または発行者が整理、清算もしくは解散され、担保権者が発行者の資産もしくは事業の全部もしくは重要な部分の占有を取得し、または発行者の資産の全部もしくは重要な部分に対して差押えもしくは執行もしくはその他の手続が行われもしくは強制されもしくは訴求され、かつかかる差押え、執行もしくはその他の手続が60日以内に取り下げられない場合、または
- (e) 違法性：発行者が本債券上のその債務のいずれかを履行することが違法となるか、または本債券上の債務のいずれかが有効かつ拘束力を有するものでなくなった場合、または
- (f) 構成員の地位：「地方自治体（kommuner）」および「州（regioner）」（またはデンマーク王国の法律上、これらに類する地方政府）が発行者の唯一の構成員でなくなるか、または発行者の構成員が発行者の借入金を含む、すべての発行者の債務につき直接的に連帯責任を負うことがなくなった場合、または
- (g) 事業の変更：発行者がその事業もしくは営業活動の全部もしくは重要な部分を廃止もしくは廃止しようとし、またはその事業もしくは資産の全部もしくは重要な部分を、直接もしくは間接に、売却、譲渡、貸与もしくはその他処分する場合（ただし、完全な対価をもって発行者の完全子会社に対してなされる善意の売却、譲渡、貸与もしくはその他処分の結果による場合、またはかかる売却、譲渡、貸与もしくはその他処分が完全な対価をもって発行者の完全子会社に対してなされる善意の売却、譲渡、貸与もしくはその他処分である場合はこの限りでない。）、  
いかなる本債券についてもその所持人は、本債券の代理人の指定事務所に対して書面による通知を発することにより、期限の利益の喪失を宣言することができ、これによりさらなる手続を経ることなく、当該本債券はその額面金額に経過利息を付して直ちに支払われるものとする。ただし、本債券の代理人がかかる通知を受領するときまでに、当該債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

## (2) 包括債券

恒久包括債券に対する権利は、(a)ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグまたはその他の決済機関が（法定の休日を理由とするものを除き）14日連続して営業を停止した場合、もしくは営

業を恒久的に停止する意思を公表した場合、または(b)発行者または発行者のために行為する者が、本債券が無記名式の確定債券である場合には必要とされない本債券の要項所定の追加金額を支払うべき義務を負った場合(以下、各々を「交換事由」という。)、かかる包括債券の所持人の請求により、その全部について(一部は不可)確定債券と交換される。恒久包括債券が確定債券と交換される場合は、常に、発行者は速やかに、その恒久包括債券の所持人がかかる交換を請求してから30日以内に本債券の代理人の所定事務所において恒久包括債券が提出されると引換えに、かかる所持人に対して、かかる恒久包括債券の額面金額に等しい額面総額の、真正の証明がなされた確定債券を(適切な場合および適切な範囲において利札を付して)引渡すことを確保するものとする。

(3) 追加発行

発行者は随時、本債権者または利札所持人の同意なしに本債券と同一、または初回利払金額を除き同一の要項を有する債券を追加作成し発行することができ、同債券は未償還残存している本債券と合わせて単一のシリーズを構成することができる。

(4) 本債券および利札の代替

本債券(包括債券を含む。)または利札が破損、汚損、盗失、滅失または紛失した場合、当該本債券または利札は本債券の代理人の指定事務所において、請求人がこれに関してかかる経費を支払うことと引換えに、かつ、発行者が合理的に要求する証明および補償に関する条件に従って、新券と交換することができる。破損または汚損した本債券または利札は代券が発行される前に引渡さなければならない。

(5) 時効

本債券に関する元金の支払請求権および本債券に関する利息(もしあれば)の支払請求権は、その該当日(「8. 課税上の取扱い - (1)デンマークの租税」において定義される。)からそれぞれ10年および5年が経過したときは、時効により消滅する。

(6) 強制履行

本債権者でない者は1999年契約(第三者の権利)法に基づき、本債券の条項を強制するいかなる権利も有さないが、このことは当該法律とは別に存在するもしくは利用することができる第三者のいかなる権利もしくは救済方法に影響を及ぼすものではない。



### 第3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

### 第4 【法律意見】

発行者の内部法律顧問より、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (イ)有価証券届出書および訂正有価証券届出書ならびにそれらの関東財務局長への提出は、発行者により正当かつ有効に授権されている。
- (ロ)本債券についての本プログラムに関する代理契約は、発行者により正当に授権され、署名されかつ交付されており、その条項に従った発行者の有効、適法かつ拘束力を有する義務である。
- (ハ)本債券は、代理契約に従い正当に署名がなされ交付されれば、その条項に従った発行者の有効かつ拘束力を有する債務となる。
- (ニ)有価証券届出書および訂正有価証券届出書に記載されたとおりの日本国における本債券の売出しは、デンマーク王国の法律または規則に違反しない。
- (ホ)有価証券届出書および訂正有価証券届出書(当該書類に記載された参照書類を含む。)中のデンマーク王国についてのすべての法的事項の記載は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

### 第5 【その他の記載事項】

発行者の名称およびロゴ、本債券の名称、ならびに売出人の名称が債券売届出目論見書の表紙に記載される。

さらに債券売届出目論見書の表紙裏以降に、次の記載がなされる。

#### 「リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資は、下記に要約された為替リスク、利率変動リスク、早期償還リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う(ただし、下記の記載は本債券に含まれるすべてのリスクを網羅したものではない。)。本債券への投資を検討される方は、為替リスクおよび利率変動リスク等に関する事項ならびに通貨および金利オプションに関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

#### 本債券につき支払われる金額

本債券の元本は南アフリカランドにより支払われることがある(下記「第一部 証券情報 第2 売届債券に関する基本事項 3. 償還の方法 - (1)最終償還」を参照のこと)。かかる元本の支払額の日本円相当額は、償還時に有効な日本円・ユーロ間または南アフリカランド・ユーロ間の為替レートにより異なる。そのため、日本円により投資を行った者は、本債券に対する日本円による投資額を全額回収することがで

きない場合がある。したがって、日本円・ユーロ間または南アフリカランド・ユーロ間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本債券の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本債券の購入を検討すべきである。

公共メディアにおいて公表されている為替レートと全世界的な外国為替市場において取引が行われる為替レートとは異なることがあり、したがって、為替相場が下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 . 償還の方法 - (1)最終償還」に示される水準に達したと公共メディアが報じた場合でも、南アフリカランド償還事由(下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 . 償還の方法 - (1)最終償還」に定義される。)が生じたとは限らず、またかかる報道がなくても南アフリカランド償還事由が生じる場合がある。

### **利率変動リスク**

本債券の利率は、2016年2月13日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2016年8月13日以降の各利払期日については、日本円・ユーロ間または南アフリカランド・ユーロ間の為替レートにより適用される利率が変動する。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

### **日本円・ユーロ間または南アフリカランド・ユーロ間の為替レートの変動により影響を受けるリスク**

日本円・ユーロ間または南アフリカランド・ユーロ間の為替レートは、外国為替市場の需給関係によって決定される。この需給関係は現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって影響を受ける。これらの要因が日本円・ユーロ間または南アフリカランド・ユーロ間の為替レートに影響を与え、本債券の価値を下げることもありえる。

### **本債券の流通市場の不存在**

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるとの保証はない。発行者、売出人およびそれらの関連会社は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、為替市場、南アフリカランド金利市場および円金利市場ならびに発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合のみ、本債券に投資されたい。

### **早期償還リスク**

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの強制早期償還日に本債券の額面金額100万円につき100万円ですべて(一部のみは不可)について強制償還されることがある。本債券が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日(いずれも当日を含まない。)までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる早期償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

### **長期保有のリスク**

本債券は、期限前に償還される場合を除き、2020年8月13日に償還される。本債券が早期償還されない場合、投資家は、低い方の利率(一定の状況の場合には年率0.10%)による利息を受け取ることとなる可能性および償還期限までかかる本債券を保有し続けなければならない可能性がある。

### **投資利回りが同じ程度の期間の普通債券の投資利回りより低くなるリスク(機会費用損失リスク)**

本債券の償還期限または強制早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがあります。また、仮に本債券と償還期限が同じで強制早期償還のない標準的な発行者の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

### **発行者の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク**

本債券の価値は、発行者の経営・財務状況の変化、ならびに発行者の信用に対する投資家一般の評価、および格付会社による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者の経営・財務状況ならびに発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

### **本債券に影響を与える市場活動**

発行者、売出人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、直物取引、先渡取引およびオプション取引を随時行うことがある。発行者、売出人またはそれらの関連会社は、外国為替市場における自己のポジションを直接取引、先渡取引およびオプション取引によりヘッジすることもある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時ならびに利率判定日、最終償還判定日および強制早期償還判定日における日本円・ユーロ間または南アフリカランド・ユーロ間の為替レートに影響する可能性がある。

### **カントリー・リスク**

本債券には、南アフリカ共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、規制の変更等に起因する通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性等、先進国の通貨建ての債券に比べて相対的に大きなカントリー・リスクが存在する。かかるリスクが顕在化した場合には、投資元本に損失が発生する可能性がある。

### **租 税**

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。」

## 第二部 【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)  
平成27年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

該当なし

#### 3【臨時報告書】

該当なし

#### 4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

#### 5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

#### 6【外国者臨時報告書】

該当なし

#### 7【訂正報告書】

該当なし

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし